



平成 29 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 I N E S T 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 上 村 陽 介
(コード番号 3390 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 片 野 良 太
(T E L : 03 - 6892 - 3864)

内部調査委員会の調査報告書受領等に関するお知らせ

平成 29 年 9 月 22 日付「当社元役員による不正行為の疑いに関するお知らせ」および平成 29 年 10 月 26 日付「内部調査委員会による調査の経過について」にて公表しましたとおり、当社は、元役員の不正行為の疑いについて、社外監査役 2 名および不正調査等に豊富な経験を有する外部専門家 2 名から構成される内部調査委員会（委員長には外部専門家が就任）による調査を進めてまいりました。

この度、内部調査委員会より、本日付で調査報告書を受領致しましたので、お知らせ致します。

1. 内部調査委員会の調査報告書の内容について

添付資料「調査報告書」をご参照ください。なお、内部調査委員会の見解を踏まえ、当社グループおよび取引先の営業秘密や個人情報の保護の観点等を考慮の上、部分的に非開示という形での公表としております。

調査報告書「第 3 本件調査の結果 1 (2) 本件不正行為」の概略に記載のとおり、元役員は平成 24 年 5 月より直近まで当社子会社を利用して、当社子会社が複数の取引先に支払った金銭の一部について不正に受領していました。当社は、平成 29 年 9 月 22 日付「当社元役員による不正行為の疑いに関するお知らせ」において元役員が当社および当社子会社から不正に資金を流出させた金額は、元役員による自己申告額として約 100 百万円と公表致しましたが、社内調査の結果、当社子会社から不正に流出したと見なされる資金（以下「資金流出額」といいます。）が、総額で約 160 百万円であることが判明致しました。元役員への聴取、取引業者へのヒアリングおよび帳票（関連資料を含みます。）との突合により把握された各年度における資金流出額は、以下のとおりです。

決算期	資金流出額
平成 25 年 3 月期	15 百万円
平成 26 年 3 月期	24 百万円
平成 27 年 3 月期	32 百万円
平成 28 年 3 月期	31 百万円
平成 29 年 3 月期	45 百万円
平成 30 年 3 月期	11 百万円
合計	160 百万円

※百万円未満切り捨て

なお、当社は、損害額が確定した際に充当する目的で元役員から現金 60 百万円を預かると共に、有価証券約 65 百万円（平成 29 年 9 月 30 日現在の時価）の担保差入を受けており、これらの合計約 125 百万円を資金流出額から差し引いた、現時点で未回収の資金流出額は、約 35 百万円となります。なお、この数値には、本件の発覚によって生じうる税金費用の変化や今回の調査に関する費用を含んでおりません。

2. 決算に与える影響について

過年度において費用認識されていた資金流出額は、元役員への未収金または適切な科目の債権に振り替えることになりますが、同時に当該未収金または債権の性質を考慮すると同額の貸倒引当金を計上すべきと考えられますので、仮に過年度決算を訂正した場合にも、段階損益には影響がありうるもの過年度の連結財務諸表に与える影響が軽微であることから、過年度の決算の訂正を行うまでの事由には該当しないと判断致しました。

平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算においては、当第 2 四半期中に元役員から預った資産の額（約 125 百万円相当）のうち、一部は営業利益に、残りは特別利益に計上される予定です。なお、数値は調査報告書受領および社内の調査時点の概算額であり、税金計算等を織り込んだ正確な数値は引き続き精査しております。また、平成 30 年 3 月期第 3 四半期決算においては、本件の調査費用等が計上される見通しです。精査の結果、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示致します。

3. 決算短信の公表および四半期報告書の提出について

平成 30 年 3 月期第 2 四半期決算短信の公表および平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の提出につきましては、平成 29 年 11 月 14 日に行う予定です。

4. 今後の当社の対応について

当社は、今回の調査報告書の内容を踏まえ、再発防止のための対応策の策定およびこれを推進してまいる所存です。再発防止策の具体的な内容につきましては、確定次第改めてお知らせ致します。

当社の株主・投資家の皆様をはじめ、取引先および関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけ致しておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以上

調査報告書

- 開示版 -

INEST 株式会社 御中

平成29年11月8日

調査委員会

委員長 白井 真

委員 河江 健史

委員 川合 宏一

委員 竹中 由重

目 次

目 次.....	1
第1 本件調査の概要.....	7
1 本件調査に至る経緯.....	7
2 調査委員会の構成等.....	7
(1) 調査委員会の構成.....	7
(2) 当委員会の調査体制.....	8
3 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置.....	9
4 当委員会の目的・調査範囲.....	9
5 当委員会の調査期間.....	10
6 当委員会の調査方法.....	10
(1) 情報（書証）の検証.....	10
(2) ヒアリング.....	10
(3) デジタルフォレンジック調査.....	12
(4) 情報提供専用窓口の設置.....	13
(5) 従業員、関係会社及び取引業者に対するアンケート.....	13
(6) 現地調査.....	13
7 本件調査の限界.....	13
第2 本件調査の前提となる事実.....	14
1 当社について.....	14
(1) 当社の概要.....	14
(2) 沿革.....	14
(3) 事業概要.....	15
ア システム事業.....	15
イ 直販事業.....	16
(4) 業績.....	16
ア 連結財務諸表.....	16
イ 個別財務諸表.....	16
(5) 組織体制.....	17
(6) グループ体制.....	18
(7) グループ会社の変遷.....	18
(8) 役員の変遷.....	19
2 NKSについて.....	20
(1) NKSの概要.....	20
(2) 沿革.....	20

(3) 事業概要.....	20
(4) 業績.....	21
(5) 組織体制.....	21
(6) 役員の変遷.....	22
3 I元社長について.....	22
第3 本件調査の結果.....	23
1 本件不正行為に係る各当事者間の取引関係の概要	23
(1) 本件不正行為に係るスキーム概要（全体図）	23
(2) 本件不正行為の概略	23
2 3社グループ商流	24
(1) 概要.....	24
ア スキーム.....	24
イ 登場主体概略.....	24
(ア) A社	24
(イ) C社	24
(ウ) B社	25
(エ) D3社.....	25
(オ) E1社	25
(カ) E2社	25
(キ) E3社	26
ウ 本件不正行為に係る取引概略	26
(2) 取引関係	26
ア 契約関係.....	26
(ア) NKSとA社	26
(イ) NKSとC社	30
(エ) A社とEグループ	32
(オ) C社とEグループ	33
(カ) B社とEグループ	33
(キ) A社と中間グループ	34
(ク) C社と中間グループ	35
(ケ) B社と中間グループ	35
(コ) 中間グループとEグループ	36
(サ) Eグループと妻口座.....	36
イ 年度別資金フロー.....	37
(ア) A社ルート	37
(イ) C社ルート	37

(ウ) B 社ルート	37
(エ) 中間グループルート	38
ウ NKS における 3 社グループ商流に係る業務フロー	38
エ 本件調査における分析検討結果及び評価	40
(ア) 役務提供・成果物の確認	40
(イ) 3 社グループ商流に関する関係者の供述.....	43
(3) 評価	50
ア 法的評価.....	50
イ 会計的評価.....	51
3 F 社商流	52
(1) 概要	52
ア スキーム.....	52
イ 登場主体概略.....	52
(ア) F 社	52
(イ) E2 社	52
(ウ) E3 社	52
ウ 本件不正行為の概略	53
(2) 本件不正行為を含む取引経緯	53
ア NKS、F 社、E3 社の取引関係（時系列）	53
(ア) NKS の設立及び平成 22 年 9 月 1 日付け「WEB コンサルティング業務委託 契約」の締結	53
(イ) 平成 24 年 2 月以降	54
(ウ) 平成 25 年 4 月 1 日付け「契約書一部変更の覚書」の締結（2 通）	54
(エ) E グループの介入.....	55
(オ) 平成 28 年 4 月 1 日付けの合意書について	57
(カ) 平成 28 年 4 月 26 日付けの合意書について	58
(キ) 平成 29 年 2 月 22 日及び 3 月 7 日付け業務委託個別契約書について	59
イ その他	59
ウ F 社商流に関する関係者の供述.....	60
(ア) F 社関連の商流.....	60
(イ) E グループ関連の商流	62
エ 年度別資金フロー	63
(3) 評価	63
ア 法的評価.....	63
(ア) 平成 22 年 9 月 1 日付け「WEB コンサルティング業務委託契約」締結時～ E グループ介入（平成 25 年末）までの期間に実施された、F 社の業務に係る、	

NKS から F 社への資金移動について	63
(イ) 業務③（月額 100 万円／実施は平成 26 年 1 月 1 日以降）に係る NKS から F 社（及びそれ以降）への資金移動について	63
(ウ) 平成 28 年 4 月 1 日付け合意書に基づく特別インセンについて	64
(エ) 平成 28 年 4 月 26 日付け合意書に基づく特別インセンについて	64
(オ) 平成 29 年 2 月 22 日及び同年 3 月 7 日付け業務委託個別契約書に基づいて F 社が製作したウェブサイトについて	65
(カ) 小括	65
イ 会計的評価	66
4 妻口座に係る検討	68
(1) 検討目的	68
(2) 検討結果	68
(3) スキーム	68
(4) 資金フローについての検討	69
ア 本件不正行為による E グループへの入金	69
イ 妻口座への入金についての検討	69
ウ 本件不正行為に対応しない妻口座への入金の検討	70
(5) 評価	70
(1) その他子会社の検討	70
(2) 内容	70
第 4 件外調査	71
1 全社的件外調査	71
(1) アンケート	71
ア 当社グループ内アンケート	71
(ア) アンケートの趣旨	71
(イ) アンケートの実施内容及び回収状況	71
(ウ) アンケートの項目及び回答結果	71
(エ) アンケート結果に対する検討・対応	72
イ G 社に対するアンケート	72
(ア) アンケートの趣旨	72
(イ) アンケートの実施内容及び回答状況	72
(ウ) アンケートの項目及び回答結果	73
(エ) アンケート結果に対する検討・対応	73
ウ 取引先アンケート	74
(ア) アンケートの趣旨	74
(イ) アンケートの実施内容及び回答状況	74

(ウ) アンケートの項目及び回答結果	75
(エ) アンケート結果に対する検討・対応	76
(2) 情報提供専用窓口	76
ア 情報提供専用窓口の設置の趣旨	76
イ 情報提供専用窓口を設置した範囲及び受付状況	76
ウ 情報提供専用窓口設置の結果に対する検討・対応	76
(3) 全社的件外調査の結果	76
2 個別的件外調査	77
(1) 調査方針	77
ア 手口視点	77
イ 関与者視点	78
ウ 取引先視点	78
エ 小括	78
(2) 個別的件外調査の実施	78
ア I元社長が成果を確認し支払通知書の作成を指示した取引	78
(ア) 抽出結果	78
(イ) 検討結果	78
イ ウェブコンサルティング及びウェブ開発取引	79
(ア) 抽出結果	79
(イ) 検討結果	79
ウ 特別インセンティブ条項取引	79
(ア) 抽出結果	79
(イ) 検討結果	79
エ 社長案件との取引	79
(ア) 抽出結果	79
(イ) 検討結果	79
オ 取引先視点で選定された会社を相手先とする取引	79
(ア) 抽出結果	79
(イ) 検討結果	80
(3) 件外調査の結果	80
3 その他手続き	80
第5 本件不正行為の発生原因に係る分析	81
1 総論·Management Override（経営者による内部統制の無視）	81
(1) 実績に裏付けされた盲目的な信頼感	81
(2) NKS の内部統制が従前からトップマネジメントであった I元社長に対して効果的な監督を及ぼすことができる水準に引き揚げられていなかったこと	82

（3） 新規事業に係る異常値分析の困難性が盲点となっていた可能性があること	83
2 全社レベルの原因分析	84
(1) 組織風土	84
(2) 権限分配	84
(3) 子会社ガバナンス	85
3 業務レベルの原因分析	86
(1) 3 Lines of Defense の観点による分析	86
ア 概要	86
イ 本件における検討	87
(ア) 1 st line	87
(イ) 2 nd line	88
(ウ) 3 rd line	89
ウ 評価	89
(2) 支払決裁プロセスにおいて本来想定されている業務フローから逸脱した業務 フローが実施されていたこと	90
(3) 取引決裁プロセスにおいて結論ありきと思われる不十分な決裁が行われてい たこと	91
第6 再発防止措置	93
1 経営者及び関係者の排除	93
2 統制面についての意識醸成	93
3 業務執行についての適切な権限分配	93
4 子会社の整理統合	93
5 子会社に対するモニタリング	94
6 内部監査の機能強化	94
7 重要な業務プロセスにおけるフローの明確化	94
8 支払通知書の運用	94
9 取引決裁プロセスの運用とフォローアップ	95
第7 結語	96

第1 本件調査の概要

1 本件調査に至る経緯

INEST 株式会社（以下「当社」という。）は、平成 29 年 9 月 20 日より当社及び当社子会社日本企業開発支援株式会社（以下「NKS」という。）に対して実施されている税務調査を端緒として、翌 21 日に、税務調査官と面談した元代表取締役社長 I 元社長（以下「I 元社長」という。）より、NKS が取引先に支払った金銭の一部について不正に金銭を受領していたとの申告がなされたことにより（以下「本件不正行為」という。）、不正行為が疑われる事象が判明し、調査が必要となったため、同月 22 日付けで社外監査役 2 名を含む内部調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置し、同月 25 日付けで社外専門家を追加選任し、同月 29 日以降、当該体制による調査（以下「本件調査」という。）を開始した。

以上の経緯については、当社が実施した関連する適時開示（同月 22 日付け「当社元役員による不正行為の疑いに関するお知らせ」及び同年 10 月 26 日付け「内部調査委員会による調査の経過について」）のとおりである。

2 調査委員会の構成等

（1）調査委員会の構成

上記 1 記載の経緯により設置された当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 白井 真 弁護士
委 員 河江 健史 公認会計士
委 員 川合 宏一 社外監査役 税理士
委 員 竹中 由重 社外監査役 弁護士

各委員の略歴は次のとおりである。

白井 真	光和総合法律事務所 パートナー弁護士	
	平成 15 年 10 月	弁護士登録、光和総合法律事務所入所
	平成 20 年 4 月	財務省関東財務局証券取引等監視官部門入局（証券検査官）
	平成 22 年 4 月	証券取引等監視委員会証券検査課入庁（専門検査官）
	平成 24 年 7 月	光和総合法律事務所パートナーとして復帰（現職）
河江健史	河江健史会計事務所 代表	
	平成 14 年 10 月	東京北斗監査法人（現 仰星監査法人）入所
	平成 18 年 7 月	公認会計士登録

	平成 19 年 9 月	河江健史会計事務所開業
	平成 21 年 7 月	証券取引等監視委員会課徴金・開示検査課（現　開示検査課）入庁（証券調査官）
	平成 25 年 1 月	河江健史会計事務所代表として復帰（現職）
	平成 28 年 2 月	FYI 株式会社設立　代表取締役就任（現職）
川合 宏一	当社 社外監査役	
	平成 6 年 4 月	川合税務会計事務所 入所
	平成 11 年 2 月	税理士登録
	平成 12 年 2 月	株式会社光通信 法務部及び主計部
	平成 13 年 7 月	川合宏一税理士事務所（後に川合総合会計事務所に名称変更）開設
	平成 21 年 9 月	川合総合会計事務所をマックス総合税理士法人へ組織変更 代表社員（現職）
	平成 23 年 4 月	マックス総合行政書士事務所開設 代表者（現職）
	平成 28 年 6 月	当社監査役（現職）
竹中 由重	当社 社外監査役	
	平成 22 年 12 月	弁護士登録、馬車道法律事務所入所
	平成 28 年 6 月	当社監査役（現職）

委員長は各調査委員が互選し選任された。また、上記調査委員らの補助者として複数の専門家（弁護士及び公認会計士等）を使用し得ることとした。なお、上記記載の社外専門家である弁護士及び公認会計士（及びその補助者たる弁護士及び公認会計士等）は、いずれも当社とこれまで利害関係を有していない者を選任することとした。

当委員会は当社取締役管理本部長片野良太（リスク管理委員会委員長）らを事務局に指名し、当委員会の補助業務（資料の収集、調査手続実施の事務手続等）の従事者として必要な資料の確保、提供等にあたらせた。

（2）当委員会の調査体制

当委員会は、上記（1）記載の構成の下、各委員の合議を踏まえた調査方針及び調査対象事項の決定並びに本報告書の作成等の業務を遂行した。

また、当委員会が本件調査を実施するに際しては、各種書類及びデータの分析・検討並びに関係者のヒアリング等が必要であることから、以下の弁護士 4 名、公認会計士 7 名、その他 6 名を当委員会に直属させ補助を受けた。加えて、パソコン等に保存された電子データの調査につき、新日本有限責任監査法人 FIDS（不正対策・係争サポート）事業部（以下「EY FIDS」という。）に所属する専門家 5 名によるデジタルフォレンジック調査の支援を受けた。

〈調査補助者〉

光和総合法律事務所

弁護士 中澤雄仁	弁護士 坂下大貴	弁護士 渡辺大祐
弁護士 橋本 祥		

会計チーム

公認会計士 土井貴達	公認会計士 吉田圭太	公認会計士 吉田浩平
公認会計士 高嶋悠也	公認会計士 小池赳司	他 8名

3 当委員会の独立性及び調査の実効性確保措置

当委員会は、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に全ての点において準拠するものではないが、これを踏まえ、その独立性を確保し、実効的な調査を実現することを企図して、概要、以下の事項を合意している。

- ① 当社は、以下のとおり、当社全体を挙げて当委員会の本件調査に対して、全面的に協力する。
 - ・当社が所有するあらゆる資料、情報、役職員へのアクセスを保証すること
 - ・関係先についても同様のアクセスが保証されるよう当社は最大限の努力をすること
 - ・当社は、役職員に対して、当委員会による本件調査業務の遂行に対する優先的な協力をすることを業務として命令すること
 - ・当社は、当委員会の求めがある場合には、当委員会の業務の遂行を補助するために適切な人数の従業員等による事務局を設置すること
- ② 調査報告書に関する起案権は当委員会に専属する。
- ③ 当委員会は、必要があると判断する場合には、検査機関、監督官庁、自主規制機関などの公的機関及び当社の会計監査人等の外部機関と、適切なコミュニケーションを行うことができる。

4 当委員会の目的・調査範囲

当委員会は、当委員会による本件調査の目的¹につき、次のとおり設定した。

- ① 本件不正行為に係る事実関係及びその発生原因その他の背景事情を解明すること
- ② 上記①により解明された事実関係の法的評価（民事責任及び刑事責任発生の可能性

¹ 「上場会社における不祥事対応のプリンシップ」（日本取引所自主規制法人 平成28年2月24日公表）において、「① 不祥事の根本的な原因の解明」「③ 実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行」が求められていることを踏まえ、調査の目的を設定している。

についての評価)を行うこと

なお、本件調査は、関係者の法的責任の追及を目的とするものではない。

調査対象期間については、平成 24 年 4 月 1 日以降、平成 29 年 9 月 22 日までとした。

始期については、平成 25 年 2 月に NKS は当社により株式交換され完全子会社となったことを踏まえ、平成 25 年 3 月期の期首からとした。

終期については、I 元社長が本件不正行為の申告を行ったときまでとした。

5 当委員会の調査期間

平成 29 年 9 月 29 日から平成 29 年 11 月 7 日まで。

合計 6 回の委員会を開催した。

6 当委員会の調査方法

(1) 情報（書証）の検証

当社、NKS 及び本件不正行為に関連する会社並びに個人から提出を受けた各種規程類、稟議書、契約書類、請求書、支払関係書類（支払通知書、支払依頼書等）、E メール（添付書類を含む。）、経理資料その他各種社内資料等を分析・検証した。

(2) ヒアリング

当委員会がヒアリングを実施した人物、役職等（ただし、原則としてヒアリング実施日時点）、及び実施日は、次のヒアリング対象者一覧のとおりである。ヒアリングの開催場所は、当社本社会議室、光和総合法律事務所及び本件不正行為に関連する会社の本社等である。

なお、当委員会は D2 社に対して必要な事実確認等を求めるため D2 社元社長の携帯電話に架電したが、留守番電話サービスに繋がり、折り返しの連絡も得られなかった。

また、D2 社の現在の商号は D3 社であるため、当委員会は、D3 社に対して必要な事実確認等を求めるため同社ウェブサイト上で公表されている同社電話番号に架電したところ、ヒアリング対象者一覧のとおり、D3 社の社員と称する H 社の H 氏より折り返し連絡があり、D3 社社長は高齢であるため応答し得ず、今後も H 氏が電話でのみ応答すること、D3 社は本件に全く関与していないこと等を理由として、ヒアリングを含めた本調査への協力を拒否された。

〈ヒアリング対象者一覧 ※初回実施日順〉

社名・役職等	実施日(平成 29 年)
F 社 社長	10月3日、31日
当社 社長室	10月3日
NKS メディア営業部	10月3日、10日、16日、18日、11月1日
I 元社長	10月4日、6日、13日、18日、19日、30日、31日
NKS 社長室 従業員 a	10月10日、12日、18日、11月1日
G 社 管理本部 経理部	10月10日
G 社 管理本部 経理部	10月10日
NKS 直販営業部 従業員 b	10月10日、11日、16日、19日、29日
NKS 直販営業部	10月10日、11月1日
E1 社、E2 社、E3 社 E 社長	10月16日、30日
C 社 社長	10月18日(電話)、26日
B 社 社長	10月20日
A 社 社長	10月21日
D3 社、H 社 H 氏	10月24日(電話)
NKS 直販営業部	10月24日
D1 社 元社長	10月24日(電話)
NKS 直販営業部	10月24日
当社 代表取締役 NKS 代表取締役	10月26日
当社 取締役	10月26日
当社 社外取締役	10月26日
当社 社外取締役	10月26日
当社 社外取締役	10月27日
当社 監査役	10月27日
当社 社外監査役	10月31日
当社 社外監査役	10月31日
当社 常勤監査役	10月31日
G 社 人事本部	10月31日(電話)
J 社 トータルソリューション部	11月1日(電話)

当社 管理本部	11月2日
元 USS 管理本部	11月2日
元 USS 管理本部	11月2日(電話)
NKS E パーク事業本部	11月2日(電話)
元 G1 社 モバイルソリューション事業本部	11月2日
K1 社 ソフトウェア事業部	11月2日(電話)
元 USS システム事業本部	11月2日(電話)

(3) デジタルフォレンジック調査

本件調査にあたっては、当社から I 元社長に貸与されているパソコン（以下「本 PC」という。）に対して、当委員会の指示の下、デジタルフォレンジック技術の専門能力を有する EY FIDS がデータ保全、データ抽出、削除データの復元、データのレビュー環境の作成を行った。

なお、I 元社長個人保有のラップトップ PC、モバイル端末については、複数回にわたり当委員会から端末提出の要請を行ったものの、本人から同意が得られなかつたため、保全を実施していない。

当該デジタルフォレンジック調査は概ね次の手順により実施された。

① 本 PC の保全

本 PC (2 台) に内蔵されているハードディスク（複数ハードディスクを内蔵する PC を含む。計 3 台）に関して、フォレンジック専用ソフトウェア又は機器を使用してイメージファイルとして保全を実施した。

② I 元社長が使用していたメールデータの抽出

当社のサーバーに保存されている I 元社長の電子メールデータのうち、当委員会により重要性が高いと判断した平成 24 年以降の送信メールを当社 IT システム担当者が抽出し、EY FIDS に提供した。

③ 保全データの抽出と復元

保全したハードディスクのイメージファイルが本 PC に内蔵されているハードディスクと同一であることを、フォレンジック専用ツールを使用して、Hash 値を計算することで確認した上で、イメージデータのコピーを作成した。次に、そのコピーに対してフォレンジック専用ツールを使用して、削除されたデータを可能な限り復元した上で、電子メール及びその他のドキュメントのうちワードファイル、エクセルファイル、PDF ファイル等（以下「メール等」という。）を抽出し、検索／レビュー専用ツールを使用して、レビュー環境を作成した。

④ 電子メールデータ等のレビュー

レビュー環境にアップロードされたメール等について、調査対象期間に合わせて、平成

24年4月以降のデータに対し、当委員会の指定するキーワード検索を実施した。キーワード検索により絞り込まれたメール等を当委員会及び履行補助者がレビューし、その際にEY FIDSからの技術サポートを受けた。

レビューにおいては、①資金スルーが疑われる当社グループ取引先との連絡、②水増し・架空請求を裏付ける記録、③本件不正行為の発覚を回避することを目的とする連絡や指示、④共謀や組織的関与の痕跡を探査することを目的とした。

これらの調査の結果、本調査において重要と識別されるメール等は計430件検出され、これらのメール等に対してさらに詳細な事実確認・調査を実施した。これらの結果を踏まえ、「第3 本件調査の結果」を記載している。

(4) 情報提供専用窓口の設置

当委員会は、郵送（光和総合法律事務所）及びメール（tsuho-inest@kohwa.or.jp）による情報提供専用窓口を設置し、本年10月11日にメールにて告知した。「第4・1・(2) 情報提供専用窓口」参照のこと。

(5) 従業員、関係会社及び取引業者に対するアンケート

「第4・1・(1) アンケート」参照のこと。

(6) 現地調査

本件不正行為のスキーム上に登場する当社及びNKSの取引先5社、並びに、本件調査の過程で何らかの関連が疑われた3社について、関連する住所18箇所についての現地調査を行った。

7 本件調査の限界

当委員会は、上記4の目的・調査範囲のもと、本件調査として、最大限の調査を実施する努力をした。しかしながら、本件調査は、強制的な調査権限に基づくものではなく、あくまで関係者の任意の協力が前提である点、限られた時間的制約の中での調査であった点、及び当委員会が関与すること無しに実施された当会社の内部調査により取得された限られた資料に依拠している点等に起因する調査の限界があったことを付言する。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で実施した本件調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、本件の事実認定が変更される可能性を否定しない。

第2 本件調査の前提となる事実

1 当社について

(1) 当社の概要

(平成 29 年 9 月 30 日現在)

商号	INEST 株式会社
上場市場	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)
決算期	3月末
設立年月日	平成 8 年 7 月 10 日
資本金	274 百万円
代表者	上村 陽介
本店所在地	東京都豊島区東池袋 1-13-6 イケブクロ・ロクマルビル 4F
従業員数	11 人
事業内容	・システム事業 ・直販事業
会計監査人	有限責任あずさ監査法人

(2) 沿革

当社の沿革は以下のとおりである。

年月	事項
平成 8 年 7 月	東京都台東区にインターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的として「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」を設立(資本金 100 百万円)
平成 8 年 11 月	会員向けホームページ作成サービス開始
平成 9 年 4 月	インターネットビジョン(インターネットによる会員企業のマッチングサービス)開始
平成 11 年 11 月	フランチャイズ向け POS 管理システム代行の『LinkCafe』開発開始 インターネット接続用無料パソコン配布サービス『フリーPC』事業開始
平成 12 年 4 月	ASP サービス『LinkCafe』が稼動
平成 14 年 7 月	本社を東京都中央区に移転
平成 17 年 2 月	商号をユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更
平成 17 年 3 月	本社を東京都港区赤坂に移転
平成 17 年 10 月	ジャスダック証券取引所に株式を上場

平成 18 年 7 月	介護ソリューションパッケージ『Care Online』を発表
平成 20 年 5 月	株式会社光通信と業務提携
平成 21 年 3 月	株式会社 BFT と業務提携
平成 21 年 7 月	株式会社光通信の子会社となる
平成 21 年 9 月	本社を東京都港区虎ノ門に移転
平成 21 年 10 月	株式取得により、フロンティア株式会社を子会社化
平成 22 年 4 月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
平成 22 年 10 月	教育支援システム「F-PLAT」の販売開始 「Microsoft® OnlineServices」の販売支援パートナーとして「Microsoft Business Productivity Online Suite」サービスを販売開始
平成 23 年 2 月	株式取得により、株式会社デジタルサイネージソリューション(現株式会社EPARKモール)を子会社化
平成 24 年 2 月	本社を東京都新宿区大久保に移転
平成 25 年 1 月	『Care Online』事業の譲渡
平成 25 年 2 月	株式交換により、日本企業開発支援株式会社を子会社化
平成 25 年 7 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)に上場
平成 25 年 10 月	100 株を1単元とする単元株制度を採用 大手飲食事業者向け ASP サービス事業の譲渡
平成 26 年 7 月	株式交換により、アスカティースリー株式会社を子会社化 本社を東京都豊島区東池袋に移転
平成 28 年 6 月	株式会社光通信の関連会社となる
平成 28 年 7 月	商号を INEST 株式会社に変更 子会社株式会社 EPARK ライフスタイル、株式会社 EPARK テイクアウトを設立 予約ソリューションサービス事業を開始

(3) 事業概要

当社は、主にシステム事業と直販事業を行っている。

ア システム事業

飲食事業者向けの ASP サービスや、スマートフォン・タブレット端末を利用した POS システ

ムの販売を中心に、店舗の運営をサポートするソリューション提案を行っている。また、利用者の順番待ちが常態化している領域をターゲットに、事業者に対して予約システムなどのソリューションサービスを提供する事業を行っている。主に、当社及び、新規設立した株式会社EPARK ライフスタイルにて事業を運営している。

イ 直販事業

主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器、モバイルデータ通信端末の販売事業を行っている。NKS にて事業を運営している。

(4) 業績

ア 連結財務諸表

連結財務諸表等 (単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	1,850	3,855	4,506	3,831	2,883
経常損益	-138	311	189	125	101
当期純損益	-417	330	255	-285	139
純資産額	-19	330	875	590	730
総資産額	646	1,981	2,408	1,724	1,496

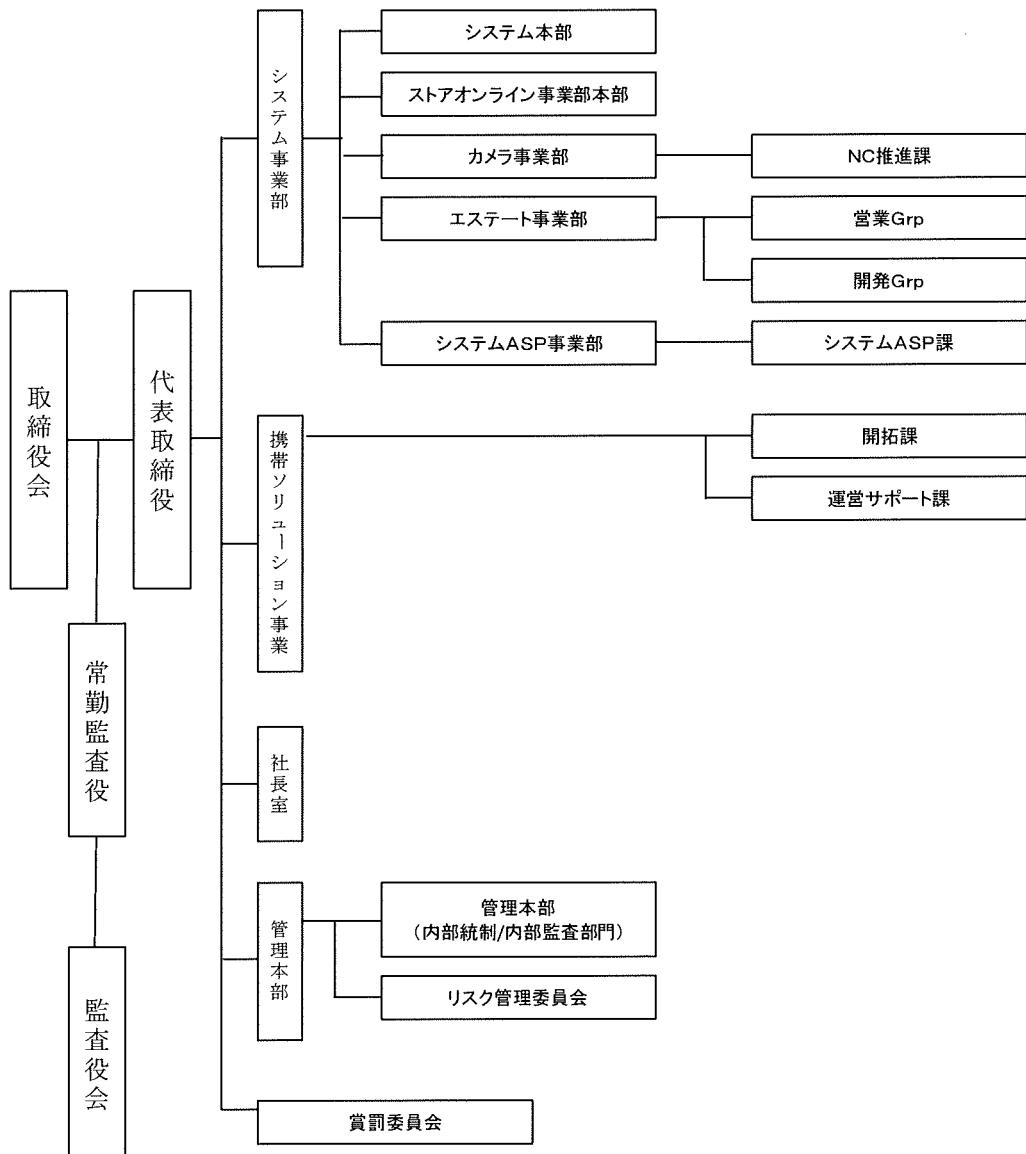
イ 個別財務諸表

NE財務諸表等 (単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	1,066	991	389	329	389
経常損益	-58	43	208	78	88
当期純損益	-617	207	384	-489	189
純資産額	-59	147	868	391	568
総資産額	936	1,331	1,690	910	702

(5) 組織体制

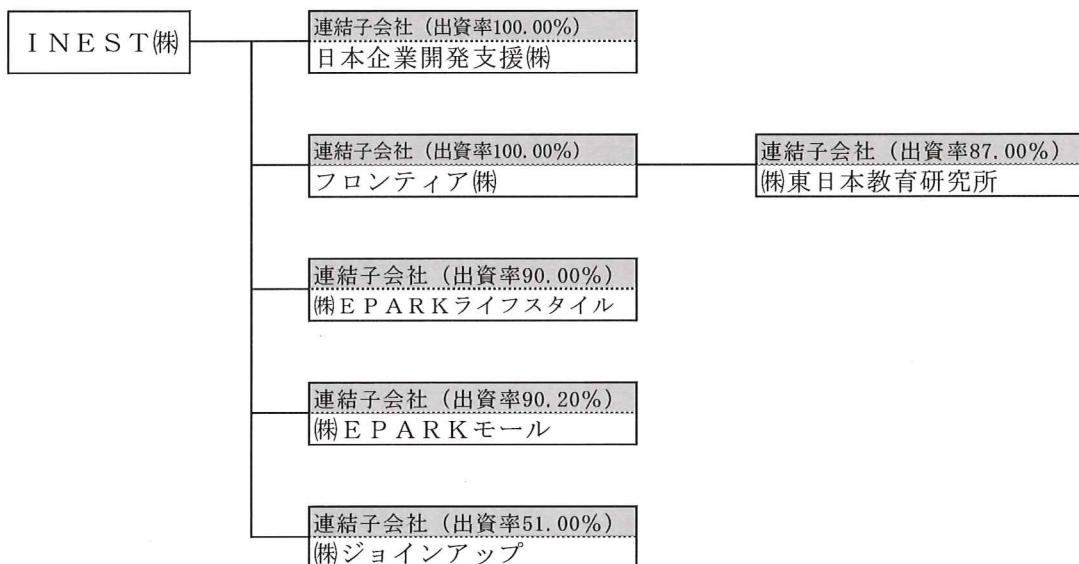
当社の報告日現在の組織体制は以下のとおりである。



(6) グループ体制

本件調査対象となる当社を中心とした、子会社の報告日現在の体制は以下のとおりである。

(平成 29 年 9 月 30 日現在)



(7) グループ会社の変遷

過去 5 年間のグループ会社の変遷は以下のとおりである。

会社名	17期(2012.4-2013.3) 期末	18期(2013.4-2014.3) 期末	19期(2014.4-2015.3) 期末	20期(2015.4-2016.3) 期末	21期(2016.4-2017.3) 期末
INEST(株)	○	○	○	○	○
(株)EPARKモール	○	○	○	○	○
フロンティア(株)	○	○	○	○	○
エバートリート(株)	○	○	○	○	△
日本企業開発支援(株)	○	○	○	○	○
(株)西日本教育研究所	○	○	○	○	○
(株)ジョインアップ	○	○	○	○	○
(株)東日本教育研究所	○	○	○	○	○
(株)InVogue	○	○			
アスカティースリー(株)			○	○	△
(株)EPARKライフスタイル	△	△	△	△	○
(株)EPARKテックアウト	△	△	△	△	○
(株)南日本教育研究所	○	○	○	○	
(株)北日本教育研究所	○	○	△	△	△
(株)エバートリート		○			
(株)アップヒルズ		○			
(株)ピューティホーリデーアイク		○			
(株)メガカリヨンズ	△	△	△	△	△

注) 1 NKS は、平成 23 年 11 月 1 日より関連会社(平成 23 年 10 月より取込)、平成 25 年 2 月

1 日より子会社(平成 25 年 1 月より連結取込)となっている。

2 EPARK モールは、平成 29 年 6 月まではデジタルネイキッド、平成 26 年 4 月まではデジタルサイネージソリューションという商号であった。

(8) 役員の変遷

過去6年間の役員の変遷は以下のとおりである。

氏名	役職	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
伊奈 聰	代表取締役 取締役						→
上村 陽介	代表取締役 取締役					→	→
小林 俊雄	代表取締役 取締役			→	→	→	→
縣 将貴	代表取締役 取締役	→	→				
青木 穀	代表取締役 取締役	→	→				
天神 覚	取締役	→					
小倉 哲雄	取締役	→					
福田 耕作	取締役	→					
小山 正人	取締役	→					
真玉 寿人	取締役		→	→			
牧島 明	取締役		→	→			
富樫 裕資	取締役			→	→		
佐藤 光輝	取締役			→			
森 雄一郎	取締役				→		
大川 昭徳	取締役				→		
宮本 裕志	取締役				→		
柿元 伸一	取締役				→		
白石 広樹	取締役				→		
杉山 裕一	取締役				→		
片野 良太	取締役					→	
西本 優晴	取締役（社外取締役）		→	→			
平田 英之	取締役（社外取締役）			→	→		
橋爪 静夫	取締役（社外取締役）				→	→	
倉鳥 畦	取締役（社外取締役）					→	
大竹 達雄	監査役	→					
渡辺 将敬	監査役	→					
大塚 隆直	監査役	→					
栗山 健二	監査役		→	→			
市村 隆行	監査役		→	→			
細谷 雅希	常勤監査役			→	→		
南澤 智美	常勤監査役				→	→	
菊地 央	監査役				→	→	
守屋 浩二	監査役（社外監査役）			→	→		
小林 亮二	監査役（社外監査役）			→	→		
川合 宏一	監査役（社外監査役）				→	→	
竹中 由重	監査役（社外監査役）					→	

2 NKSについて

(1) NKSの概要

(平成29年9月30日現在)

商号	日本企業開発支援株式会社
上場市場	非上場
決算期	3月末
設立年月日	平成22年4月5日
資本金	20百万円
代表者	上村 陽介
本店所在地	東京都豊島区東池袋1-13-6 イケブクロ・ロクマルビル4F
従業員数	53人
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 起業家支援サイト『独立支援.net』の企画・運営・ 起業家向け各種支援サービスの提供・ 求人広告の販売・ 各種情報通信商材の販売、代理店展開。

(2) 沿革

NKSの沿革は以下のとおりである。

年月	事項
平成22年4月	東京都豊島区に事業の立上げ、事業開発、事業提携に関するコンサルティング、支援等を目的として設立(資本金50百万円)。
平成22年4月	起業家支援サイト『独立支援.net』の企画・運営、起業家向け各種支援サービスの提供開始。
平成22年4月	第三者割当増資によりSBIイノベーションファンド1号が筆頭株主となる。
平成22年9月	株主割当及び第三者割当増資
平成22年11月	携帯電話のウェブ販売事業開始。
平成23年11月	株式譲渡により当社の関連会社となる。
平成25年2月	株式交換により、当社の子会社となる。

(3) 事業概要

NKSは、携帯電話の販売ウェブサイトを用いて、主にスマートフォンを中心とした携帯電話端末や周辺機器、モバイルデータ通信端末の直販事業を行っている。

また、求人広告事業及び「独立支援.net」を創業時より事業として行っている。前者はマイナビなどの求人広告媒体を代理店として販売し、後者は代理店やフランチャイズを募

集している会社と独立を希望している人をマッチングさせているサイトである。

(4) 業績

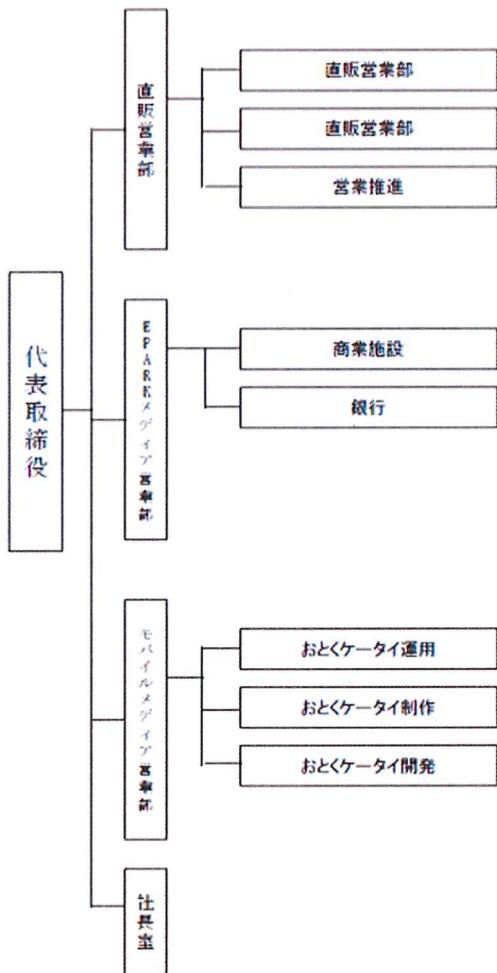
NKS財務諸表等

(単位：百万円)

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
売上高	545	581	824	2,240	3,433	2,776	2,474
経常損益	-128	-16	31	213	507	245	94
当期純損益	-128	-14	21	107	355	135	69
純資産額	199	184	205	312	348	129	199
総資産額	482	345	403	1,308	1,144	893	896

(5) 組織体制

NKS の報告日現在の組織体制は以下のとおりである。なお、当社は取締役会設置会社ではなく、役員は取締役1名(兼代表取締役)のみの機関設計である。



(6) 役員の変遷

氏名	役名	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
伊奈 聰	代表取締役							→
橋爪 静夫	取締役		→					
倉島 喬	取締役		→					
梅木 智史	監査役		→					

3 ①元社長について

(平成29年6月27日現在)

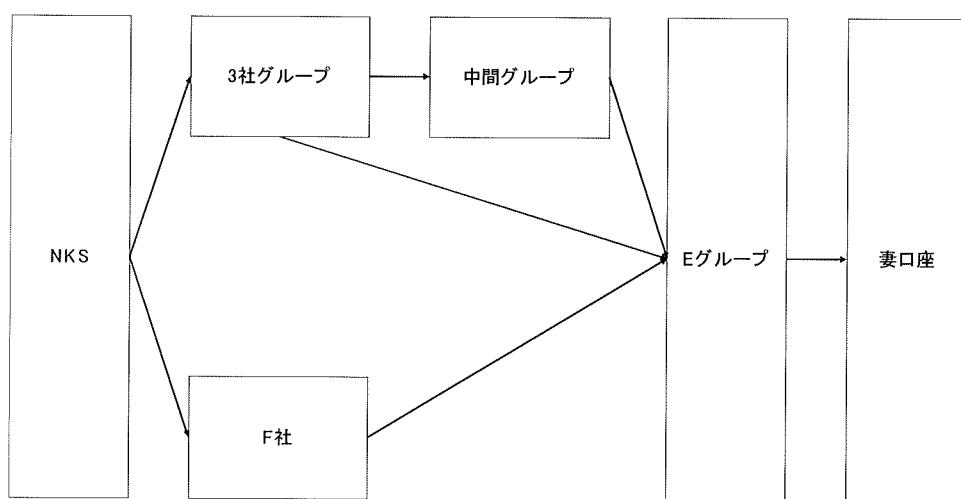
生年月日	略歴
昭和49年11月28日生	平成11年4月 株式会社光通信 入社
	平成17年4月 同社 法人事業本部経営管理本部長
	平成18年4月 株式会社アイ・イーグループ 取締役
	平成19年4月 SBMグルメソリューションズ株式会社(現 株式会社EPARK) 監査役
	平成20年6月 株式会社ファイブエニー 取締役
	平成20年6月 株式会社ファーストチャージ 取締役
	平成20年7月 株式会社ベストリザーブ 取締役
	平成20年12月 e-まちタウン株式会社 取締役
	平成22年1月 モバイル求人株式会社 取締役(現任)
	平成22年4月 日本企業開発支援株式会社 代表取締役社長(現任)
	平成23年10月 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社 常務執行役員
	平成25年6月 ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社 代表取締役社長(現任)
	平成25年6月 株式会社ベストリザーブ 取締役(現任)
	平成26年5月 アスカティースリー株式会社 取締役

第3 本件調査の結果

以下、本件不正行為に係る調査結果を報告する。

1 本件不正行為に係る各当事者間の取引関係の概要

(1) 本件不正行為に係るスキーム概要（全体図）



(2) 本件不正行為の概略

I元社長は、平成24年5月より平成28年6月までの間、自身が代表取締役を務める当社グループのNKSからA社、C社及びB社の3社（以下「3社グループ」という。）へ資金を流出させた。3社グループは、金融機関への振込手数料を控除した金額をE1社、E2社及びE3社の3社（以下「Eグループ」という。）へ振込み、Eグループは、入金額から消費税率+1%を控除した金額をI元社長配偶者の旧姓口座（以下「妻口座」という。）へ振込んでいた。なお、平成24年5月より平成26年5月の間は、3社グループよりD3社（旧名D2社、D1社。以下「中間グループ」という。）を経由してEグループへ資金が移動しているが、中間グループは、一定額を控除してEグループへ振込んでいる。

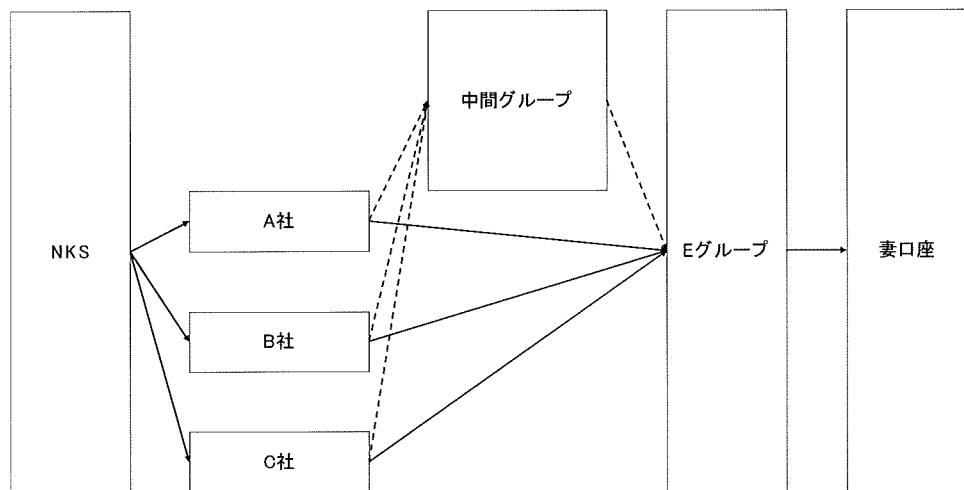
加えて、I元社長は、平成26年2月より直近までの間、NKSからF社へ資金を流出させた。F社は、実取引相当部分より過大に入金された金額をEグループへ振込み、Eグループは先述した形式を踏襲して、妻口座へ振込んでいた。

NKS→A社	平成24年5月～平成28年4月	15,461,700円
NKS→C社	平成24年5月～平成28年4月	11,443,035円
NKS→B社	平成24年5月～平成28年6月	51,615,120円
NKS→F社	平成26年2月～直近	82,314,000円

2 3社グループ商流

(1) 概要

ア スキーム



イ 登場主体概略

(ア) A社

設立年月日	平成 15 年 12 月 25 日
資本金	1000 万円
本店所在地	名古屋市
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・リクルーティング広告・人材紹介・教育・研修・採用ツール制作・採用アウトソーシング

(イ) C社

設立年月日	平成 19 年 6 月 21 日
資本金	100 万円
本店所在地	名古屋市
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・学校プロデュース・学習塾年間広報支援